

# 岩見沢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

国土交通省の技術的助言に基づき、災害その他非常の場合にあって、宅内配管の復旧にあたる給水装置工事事業者及び排水設備工事事業者の確保が、岩見沢市が指定する事業者だけでは困難となると判断される場合に備え、他の市町村長等が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事及び他の市町村長等が指定した排水設備工事事業者による排水設備工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の早期復旧とともに被災状況下における給水装置工事及び排水設備工事の適正な実施を図る。

## 第2 条例案の内容

### (1) 岩見沢市水道事業給水条例の一部改正（第1条関係）

災害その他非常の場合において給水装置工事を施行できる者として、現在定めている岩見沢市長及び岩見沢市長が指定する指定給水装置工事事業者の他に、新たに他の市町村長（公営企業の管理者を含む。以下同じ。）及び他の市町村長が指定する指定給水装置工事事業者を加えるとともに、給水装置工事に係る規定の整備を行う。

### (2) 岩見沢市下水道条例の一部改正（第2条関係）

災害その他非常の場合において排水設備工事を施行できる者として、現在定めている岩見沢市長が指定する指定排水設備工事事業者の他に、新たに他の市町村長が指定する指定排水設備工事事業者を加える。

### (3) 岩見沢市農業集落排水施設条例の一部改正（第3条関係）

災害その他非常の場合において排水設備工事を施行できる者として、現在定めている岩見沢市長が指定する指定排水設備工事事業者の他に、新たに他の市町村長が指定する指定排水設備工事事業者を加える。

## 第3 施行期日

公布の日

## 岩見沢市条例第 1 2 号

岩見沢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(岩見沢市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 岩見沢市水道事業給水条例（昭和 3 1 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項ただし書中「法第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更について」を「災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるとき」に改める。

(岩見沢市下水道条例の一部改正)

第 2 条 岩見沢市下水道条例（昭和 3 4 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(岩見沢市農業集落排水施設条例の一部改正)

第 3 条 岩見沢市農業集落排水施設条例（昭和 6 3 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。